

内部監査の実施状況について

(令和4年3月31日現在)

愛媛労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和3年12月8日 ～ 令和3年12月22日 にかけて実施	支出に関する事項 謝金等支払事務 旅費等支払事務 超過勤務手当の支払事務	・退庁記録と超過勤務命令簿(勤務時間報告)の内容との間に相違があった。(1部署)	・直ちに是正。 勤務時間管理及び超過勤務手当未払いの観点で確認調査を実施した。
松山労働基準監督署 他 4署 松山公共職業安定所 他 7所	令和3年11月24日 ～ 令和4年2月21日 にかけて実施	資金前渡官吏に関する事項 収入官吏及び出納員に関する事項 超過勤務手当の支払事務に関する事項 物品管理に関する事項	・警備記録の退庁時刻より超過勤務命令簿の勤務時間数が上回っているものが1件あった。(1官署) ・超過勤務予定伺に対して超過勤務命令簿の作成されていないものが1件あった。(1官署)	・直ちに是正。 勤務時間管理及び超過勤務手当過払い(未払い)の観点で確認調査を実施した。